

改正後	改正前
<p>(試験の免除) 第十七条 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第一種試験及び第二種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を免除する。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第三十四条第一項の規定により選任されている同法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者又は同項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの 分析の技術に関する科目(別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。)を除く全科目</p> <p>九 二十一 (略)</p>	<p>(試験の免除) 第十七条 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第一種試験及び第二種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を免除する。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第三十四条第一項の規定により選任されている同法第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者又は同項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に三年以上従事した経験を有するもの 分析の技術に関する科目(別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。)を除く全科目</p> <p>九 二十一 (略)</p>